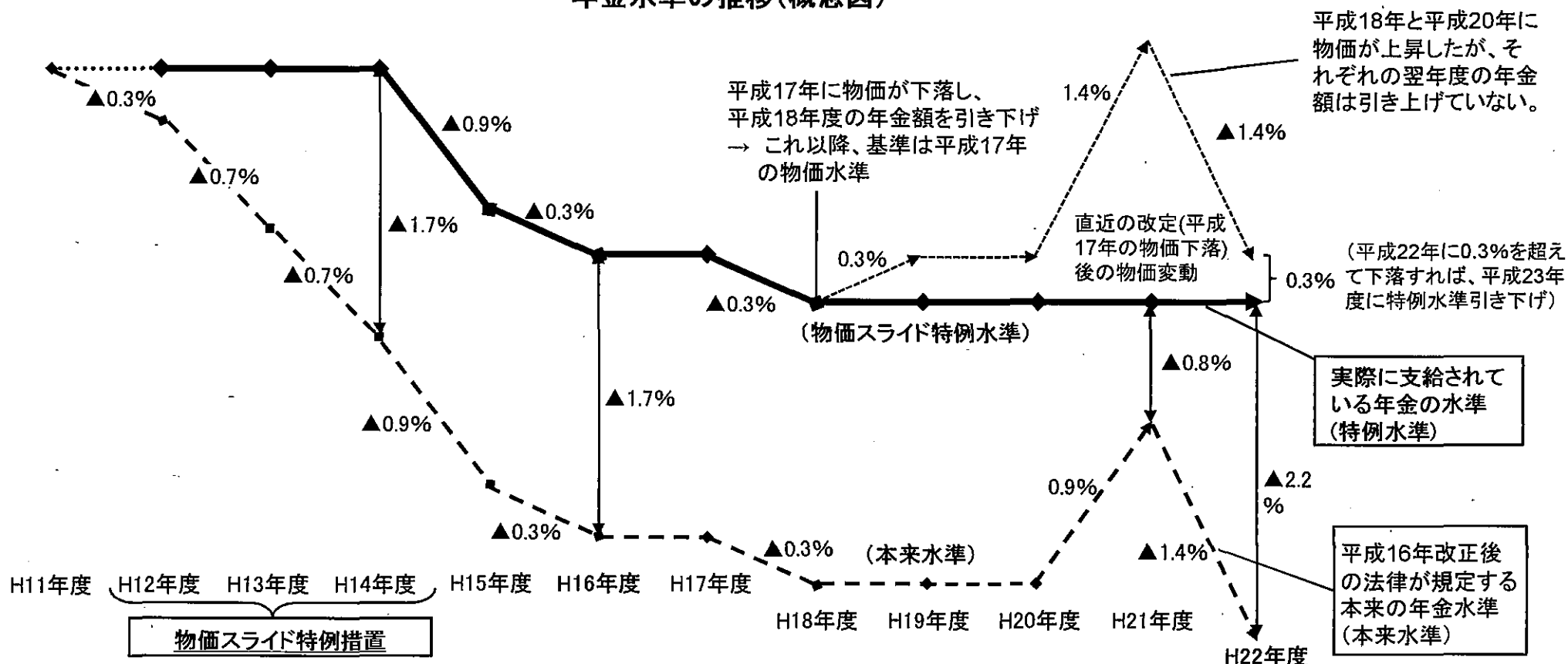


年金額の改定の仕組み

- 現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。(特例水準)
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準(平成17年)を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
- 一方、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、物価や賃金の上昇や下落に応じて(※)増額や減額されるというルール。(※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。)
- 今後、物価や賃金の上昇により本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が実際に支給されることとなる(平成22年度においては、その差は2.2%)。

年金水準の推移(概念図)



(注) 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(今回の措置により2.2%分となる)が解消された後に開始されることとされており、平成22年度においては行われません。

【物価スライド特例水準の年金額改定に関する規定】

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

附 則 （平成十六年法律第一〇四号）（抄）

（国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置）

第七条 国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）及び昭和六十年改正法附則第三十二条第五項に規定する障害年金については、第一条の規定による改正後の国民年金法又は第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（以下この項において「改正後の国民年金法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の国民年金法又は第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（以下この条において「改正前の国民年金法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の国民年金法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国民年金法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の国民年金法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

| | | |
|--------------------------------|-----------------|---|
| <p>第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条</p> | <p>八十万四千二百円</p> | <p>八十万四千二百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年（※）の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。） ※平成22年度現在、平成17年の物価指数が基準となっている。</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |